

幼保連携型認定こども園等に係る認可基準

資料4

基準等の内容		幼保連携型認定こども園	認定こども園(幼保連携型以外)	幼稚園	保育所	
対象児童	0～2歳児	3号認定子ども	3号認定子ども	—	3号認定子ども	
	3～5歳児	1・2号認定子ども	1・2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	
学級編制	3～5歳児	1学級35人以下	1学級35人以下	1学級35人以下	—	
	職員配置	0～2歳児	0歳児：3人につき1人	0歳児：3人につき1人	—	0歳児：3人につき1人
1・2歳児：6人につき1人			1・2歳児：6人につき1人	—	1・2歳児：6人につき1人	
3～5歳児		3歳児：20人につき1人	3歳児：20人につき1人	—	3歳児：20人につき1人	
		4・5歳児：30人につき1人	4・5歳児：30人につき1人	—	4・5歳児：30人につき1人	
職員資格	園長	教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。	「教諭免許状及び5年以上の教育職経験」又は「10年以上の教育職経験」がある者 ※「同等の資質」を有する者も可	規定なし ※ただし、運営費の基準においては「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」	
	職員	0～2歳児	保育士資格	—	保育士資格	
		3～5歳児	幼稚園教諭免許と保育士資格の併有 ※令和6年度末まではいずれかの資格で可	幼稚園教諭免許と保育士資格の併有又はいずれかを有すること		幼稚園教諭免許
	学級担任	—	幼稚園教諭免許	—	—	
園舎	園舎	以下①と②を合算した面積 ①学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増 ②満3歳未満の園児数に応じた面積 乳児室：1人につき1.65㎡以上 ほふく室：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	以下①と②を合算した面積 ①学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増 ②満3歳未満の園児数に応じた面積 乳児室：1人につき1.65㎡以上 ほふく室：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増	—	
	既存施設特例	既存施設が保育所の場合 ⇒ 適用無し	既存施設が保育所の場合 ⇒ 適用無し	—	—	
	居室(保育室等)	0～1歳児	乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡	乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡	—	乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡
		2歳児	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	—	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上
3～5歳児						
既存施設特例	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ 適用無し	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ 適用無し	—	—		
調理室及び食事の提供	0～2歳児	調理室：必置 ※以下の場合は、調理設備を備えることで可 ・食事の提供の全てを外部搬入により行う場合 ・自園調理により行う園児数が20人に満たない場合	調理室：必置 ※以下の場合は、調理設備を備えることで可(幼稚園型のみ) ・食事の提供の全てを外部搬入により行う場合 ・自園調理により行う園児数が20人に満たない場合	—	調理室：必置	
	3～5歳児	食事の提供：保育認定子どもには食事の提供が必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)	食事の提供：保育認定子どもには食事の提供が必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)	—	食事の提供：必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)	
園庭	園庭	以下①と②のいずれか大きい方と③を合算した面積 ①学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ ②満3歳以上の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡ ③満2歳以上、満3歳未満の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡	以下①と②のいずれか大きい方と③を合算した面積 ①学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ ②満3歳以上の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡ ③満2歳以上、満3歳未満の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡	学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡	満2歳以上の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡	
	既存施設特例	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ ①と③を合算した面積 既存施設が保育所の場合 ⇒ ②と③を合算した面積	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ ①と③を合算した面積 既存施設が保育所の場合 ⇒ ②と③を合算した面積	—	—	
教育及び保育の内容等		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	「幼稚園教育要領」 (文部科学省告示)	「保育所保育指針」 (厚生労働省告示)	

認可基準(認定要件)